

香川県の地租改正とその影響

土居, 光子 / DOI, Mitsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

79

(終了ページ / End Page)

104

(発行年 / Year)

1988-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011017>

香川県の地租改正とその影響

はしがき

- (一) 土地丈量
 - (二) 地価について
 - (三) 地券について
 - (四) 地租改正について
 - (五) 金禄公債
 - (六) 松方大藏卿の緊縮政策
 - (七) 地主と銀行
 - (八) 地主の植民地投資
 - (九) 地主階級の消滅
- あとがき

はしがき

明治政府は成立の当初から鎖国によって立ちおくれた封

香川県の地租改正とその影響（土居）

土居 光子

建制度の打破、庶政刷新を図ると共に列強から押しつけられた不平等条約の外圧に対し、これを自力で撤廃するには近代資本主義国とするはかに方法がないと考え、西欧のすぐれた文物を取り入れる一方、明治七年（一八七四）内務省に勸業寮を設置し、産業の普及・生産増大と共に品質の向上により貿易の増進を図る。特に明治三年の工部省創設は工業部門・交通部門にわたり明治初期の殖産興業政策として極めて重要な手段で効果は甚大で明治十八年（一八八五年）の廃省まで経済面では政府の意図に反し巨大な損失を招いたが十五年間の諸事業は我国近代産業発達の基礎となった。

さて徒手空拳の政権であったので、いわゆる富国強兵、殖産興業政策に要した費用は、(1)政府発行の不換紙幣、(2)

華士族所有の金禄公債、(3)豪商よりの借入金、(4)租税、によって賄ったが紙幣も公債も共に租税を保証しないでは発行出来ないことは当然である。

明治四年(一八七二)廃藩置県により全国土を手中に収めたが、これで政府の財政的基礎が安定したわけではない。そこで統一国家として財政処理方策として旧租法に代る新たな租税構想を考案し、それにつき内国税と海關税の二本立を考えたが、当時の経済事情から農業以外に見るべきものがなかったので、地租に重点を置いた。そこで地租改正を必要とし大蔵・内務両省の協力を得て「地租改正事務局」を設置し、総裁に大久保利通、御用掛に大隈重信、三等出仕松方正義以下強力な人的構成を以て改正事業の完遂を期した。

しかし以上のことは地主の資本を利用し、当時の人口の約八割の農民がこれを負担したことになる、一部に封建色を存し、零細農民や小作制度が残り、後に農村社会問題、農村経済問題が起る原因となった。⁽¹⁾

さて明治八年(一八七五)太政官達として、「来ル明治九年ヲ以テ各地方一般改正ノ期間ト定ム」の達によって、香川県では九年三月から改正事業を開始したが、同年八月愛媛県との合併により改正事業は「愛媛県讃岐国地租改正

事業」として継続した。⁽²⁾

本稿では香川県地租改正とその影響について述べたい。

一 土地丈量

まず香川県の行政は次の通り変遷している。

第一次香川県	明治四年一月十五日発足
名東県時代	〃 六年二月二十日合併
第二次香川県	〃 八年九月五日
愛媛県時代	〃 九年八月二十一日合併
第三次香川県	〃 二十一年十二月三日

以上行政面が二転三転しているのは、面積が狭く人口も少なく産業も貧弱であったので、一県としての経営が成り立たないという当時の内務省の意向であったと伝えられる。因みに香川県の面積は岩手県雫石町の小岩井農場の総面積に匹敵しているという。

さて愛媛県は讃岐に対し次のような布達を出している。

土地丈量ノ儀各区何レモ時日ヲ費ヤシ最早改租ノ期間ニ相迫リ此上遷延相成候テハ甚タ不都合ニ付兼テ旧香川県第九十四号及ヒ本県地租改正十五号ヲ以テ相達置候地位等調査ノ方法ヲ折衷シ一層煩ヲ省キ簡ニ就キ別冊ノ通り更正候余自今右ニ照準シ模範村調査後引続キ

量地既済ノ村々ヨリ至急整理候様可致此旨相達候事

明治九年十二月十二日

愛媛県権県令・岩村高俊⁽³⁾

次に翌年は、

地租改正ノ儀ハ昨明治九年ヨリヲ期シ竣工ノ筈ニ候処
量地等自然遷延候ヨリ今似地位等級取調整頓不致甚以
不都合ニ付来三月廿日限り各区模範村地位等級取調書
可差出此段相達候事

明治十年二月二七日

愛媛県令 岩村高俊⁽⁴⁾
第壹大区ヨリ第七大区 各区長

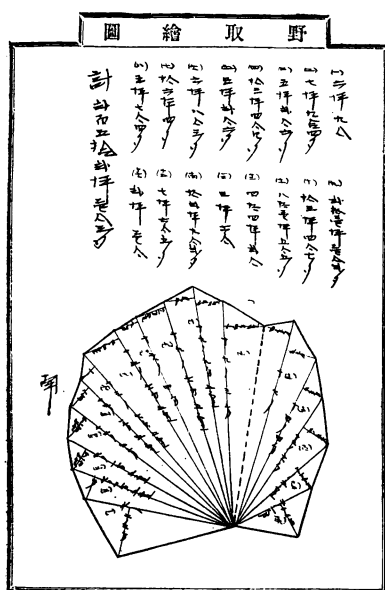
以上のような布達により測量を急いだが、当時一般農民は反別調査方法については全く無智であり、しかも限られた期日までの丈量を強要を迫られるのでは正確を欠くため土地測量技術試験に合格した専門技師に請負わせた。これは測量請負会社に属する技師数名が一組になり測量を行うのであるが、その方法には十字法、三斜法、分間略記の大体三方式があり、讃岐地方では大体下図のような測量法であったと思う。費用の面は郡村耕宅地は一反歩につき五錢五厘、市街宅地は百坪につき二錢二厘、外に測量器具、畝杭、紙、筆、墨等、測量人の旅費、日当、昼食、宿泊料、

香川県の地租改正とその影響（土居）

他に測量点検のため村々を巡視し視察に同行した総代人には日当と昼食代共に二二錢等を支払⁽⁵⁾った。

以上すべての費用は地域住民の負担で、その上無償の労働を提供した、なお土地丈量の遅れた理由の一つに係官吏、戸長はじめ村役人、豪農、貧農相互の利害の対立と妥協が錯綜して遅れたといえる。なお香川県には測量業者の中に実測者、報国社、広明社等があり、また県外から雇う場合もあった。

以上につき福島正夫氏は「官が直接土地調査を行わず人民にやらせた方式はたしかに巧妙で改正の成功の重要な原因となったといえる」と述べている⁽⁶⁾。



次に高松の市街地の地租改正につき、改正事務局職員が
大隈重信に宛てた文書の中に次のようにいう。

調査ノ今日ニ遷延セシハ人民妄リニ改租ヲ嫌忌セント
ス昨年盛ニ悪疫ノ流行セント大ニ之カ原因ヲ為シタル
モノト（以下略）

以上の事情を、福島正夫氏は「市街改租は原則として耕地と同様である。ただ地価が耕地に比べて一般に高価であるため測量に精密を要した点が特徴である」と述べている。

地租改正と併合して林野が官有・民有とに区別されたことである。香川県には政府が目をつけるような美林は全くないが入会林、村共有林があり、一村あるいは数ヶ村が共同で薪炭材、下草刈、或は立木を伐り放牧していた山林があった。これらの中には官有林と私有林の接続している場所⁽⁸⁾で私有の証明が困難なため、或は所有権の確認により地租を徴取されることを恐れ国有を余儀なくした場合等は官有林に編入され、その他に山林取奪策である「かこいこみ」というのが明治三十二〜三十三年（一八九九〜一九〇〇）頃まで続いた。

以上のように林野関係の編成替えは地元農民による林野の慣行的利用を排除制限し、ある時は有料化するなど封建時代にくらべてきびしく近代農業経営に土地利用が妨げら

れ、零細農業経営に追い込まれ、農民層の分解を促進する原因となった。

次が土地等級の調査で、これは村の総代が中心となり、それに組長が協力し、従来の貢租の高下にかかわらず地盤、地味、土壌、水利の便不便、地形による運搬の難易等を調査し、香川県では田・畑・宅地を一等から三十五等に区分し、一等反収は二石二斗、升は四捨五入、それから順に一斗下り、十八等は反収一斗とし、それ以下は等外とした。

讃岐国寒川郡長尾名村は土地等級一反に付、

一等二石三斗四升五合

反別一丁九反八畝八歩

此米四拾六石四斗九升三合

二等二石二斗二升八合

反別一丁壹反七畝二歩

此米七拾石六斗四升二合

三等二石一斗一升

反別四丁八反二十二歩

此米一石四斗三升五合⁽⁹⁾

次に土地調査の仕上げが地押調査で、第二回目の改租ともいべきで、地租条例にもとづき土地台帳と実地の状

況とをよく符合し、少しも誤算のないことを期すものであり、結果として面積が正確になり農地は実収に近いものとなった。

愛媛県は香川県の面積を下調査していたので、これより下向っている場合は再調査を命じている。例えば寒川郡は明治十一年（一八七八）各村土地調査書を愛媛県に提出したが、再調査を命ぜられ、その結果、田は一律に三割四分一厘三毛二三一、畑は六割一分一厘八毛〇五、宅地は八割七分七厘七毛二二七の割合で増加し、各村はこれに対し、「御受書」を出し受諾している。⁽¹⁰⁾

二 地価について

土地丈量の次が地価の算定で、これは地租の土台となり地租改正の眼目で、耕地の地目、反別、収穫、石代等が算定の基礎となり以上の資料が揃って初めて算定が出来る。

なお収穫とは実収穫ではなく明治三年（一八七〇）から七年（一八七四）迄の五年間を標準とし、利率は一般に六分とされ、これは「地方官心得」検査例に定められた。石代は地方によってかなりの開きがあり全国平均は四円十八銭、讃岐では四円七十六銭、讃岐には算定方法は幾種類かあったが、次の方法を一般に採用した。

地価算定法

田一反歩 二石ノ収穫トシテ

一石代金 四円七十六銭（当時讃岐の政府指定米価）

二石代金 九円五十二銭

米三斗 種粃肥代

控除率 十五%

控除高 一円四十二銭八厘 四・七六×〇・三

残高米 一石七斗

代金 八円〇九銭二厘 四・七六×一・七

地租高米 四斗二升五合 一石七斗の二・五%

代金 二円二銭三厘

村費 一斗四升一合七勺

（地租高の三分の一）

代金 六十七銭四厘

（二円二銭三厘の三分の一）

一 地価金八十円九十二銭（残高米代金の十倍）

以上は自作農の例で小作に出した場合右の控除に小作の取分を加え、その残金を年四分の利とみて元金の地価を算出する。この場合の地価も右と同様である。しかしこの算定は理屈の上で、実際の算定に当っては単に収穫だけでなく地盤、地味、一筆毎の便、不便、沃瘦等を考慮して決

められ、景氣不景氣にも変動があつた。また畑の場
合(麦)は米の六掛、すなわち一石は米六斗の割合⁽¹⁾。
地価算定から地主と小作の取前は次の通り⁽²⁾。

一反当	金額	石高	割合
地租及び村入費	三円四十錢	〇石六八	三四%
地主取前	三四十	〇六八	三四
小作取前	一七〇	〇三四	一七
種子肥料代	一五〇	〇三〇	一五
計	一〇〇〇	二〇〇	一〇〇

塩田一反歩の平均地価二十九円九錢九厘、無税
地は「住民有之候得共地価下等ニシテ他ヨリ望
人ナキヲ以テ地価ノ目当難相立一反歩ニ付十円
以上ノ地価ヲ定ム可キ事」⁽³⁾

明治十三年第二十五号布告ニヨル地価

畑讃岐 十八円十六錢一厘

伊予 十六円四十五錢一厘

愛媛県管下予讃両国畑方券面地価金表

伊予国之部		讃岐国之部	
郡名	一反平均地価金	郡名	一反平均地価金
宇摩郡	貳拾三円四拾七錢七厘	大内郡	拾九円四拾三錢五厘
新居郡	拾九円五拾三錢八厘	寒川郡	拾九円四錢三厘
周布郡	拾六円七錢四厘	三木郡	拾五円七拾錢五厘
桑村郡	貳拾三円三拾貳錢四厘	山田郡	拾六円七拾貳錢八厘
越智郡	拾三円七拾八錢壹厘	小谷郡	拾三円拾壹錢
野間郡	貳拾円七拾五錢七厘	香川郡	拾六円八拾九錢八厘
風早郡	拾三円五拾貳錢九厘	阿野郡	貳拾円貳拾四錢六厘
和氣郡	拾五円四拾七錢三厘	鶴足郡	拾八円九拾三錢壹厘
温泉郡	貳拾壹円七拾錢三厘	那珂郡	拾四円九拾五錢五厘
久米郡	拾六円三拾錢四厘	多度郡	拾八円四拾貳錢五厘
伊予郡	貳拾三円七拾錢貳厘	三野郡	拾九円七拾七錢三厘
上浮穴郡	拾壹円九拾三錢七厘	豐田郡	貳拾七円五拾三錢五厘
下浮穴郡	拾六円拾八錢七厘	讃岐全国	拾八円拾三錢壹厘
喜多郡	貳拾円四錢九厘		
東宇和郡	拾六円四拾七錢貳厘	伊予全国	
西宇和郡	拾四円貳拾八錢三厘		
南宇和郡	拾貳円拾八錢八厘		
北宇和郡	拾四円六拾八錢貳厘		
伊予全国	拾六円四拾錢壹厘		

田方	一反平均地価	一反收穫米	米価	利米
讃岐	五八円五三〇	一石四四七四	四七六〇六分	〇〇〇〇
伊予	五一 二九七	一 二九五	四 六六〇	六 〇〇〇
徳島	五五 九五四	一 三五五	四 八六〇	六 〇〇〇
高知	五三 五二四	一 二九三	四 八七〇	六 〇〇〇

讃岐における団地一反歩売買地価

年次	明治7	8	9	11	12	13
価格	四円五〇円内外	五円	五円	五円	五円	五円内外

最後に山林地価であり、

山林一反歩二付

香川県 九十九銭

愛媛県 二十四銭一厘

徳島県 二十五銭九厘

高知県 十二銭二厘⁽¹⁴⁾

以上山林地価が何故に香川県に対し不公平なのか、これにつき「山林の地価算出はその基礎たる收穫が問題で柴草山、竹林のように年々収利をうるものは前五ヶ年平均収利薪炭山用材のように成木に長期を要するものはその年間に配賦する。もっとも山

香川県の地租改正とその影響(土居)

愛媛県予讃両国田方地券面平均代価表

伊予国ノ部		讃岐国ノ部	
郡名	一反平均地価金	郡名	一反平均地価金
宇摩郡	五拾四円三拾銭壹厘	香川郡	五拾九円拾銭九厘
新居郡	五拾三円貳拾九銭九厘	那珂郡	六拾円貳銭六厘
周布郡	五拾三円五拾貳銭六厘	大内郡	五拾五円七拾三銭六厘
桑村郡	四拾八円八拾七銭四厘	寒川郡	五拾八円拾五銭六厘
越智郡	四拾九円八拾四銭八厘	三木郡	五拾九円七拾銭六厘
野間郡	五拾壹円九拾七銭七厘	山田郡	六拾円三拾銭六厘
風早郡	五拾壹円貳拾九銭六厘	小谷郡	三拾九円拾八銭四厘
和氣郡	五拾七円貳拾銭四厘	阿野郡	五拾六円五拾四銭三厘
温泉郡	六拾貳円五拾九銭壹厘	鵜足郡	五拾七円六拾九銭五厘
久米郡	五拾三円三拾壹銭五厘	多度郡	六拾貳円貳拾三銭九厘
伊予郡	五拾九円九拾七銭六厘	三野郡	五拾七円七拾壹銭三厘
上浮穴郡	三拾円八銭九厘	豊田郡	六拾円四拾銭六厘
下浮穴郡	五拾壹円四拾貳銭貳厘	讃岐全国	五拾八円五拾三銭三厘
喜多郡	四拾三円六拾銭六厘		
東宇和郡	四拾九円四拾銭九厘		
西宇和郡	四拾三円九銭四厘		
南宇和郡	四拾貳円三拾五銭九厘		
北宇和郡	五拾貳円拾六銭三厘		
伊予全国	五拾壹円貳拾九銭七厘		

表中。ハ千位・ハ一位但金ハ円位反別ハ町位

愛媛県下管讃岐市街地塩田新田旧税比較表										
地 目	旧 反 別	旧 税 反 別	改 正 反 別	地 価	一 反 平 均 地 価	税金比較		反別比較		
						増	減	増	減	
高松市 宅地	一五三〇四六三	二〇三六・六元	一六〇・九三九元	三三〇・四三・七	二三・〇六四内					
松山市 宅地	一五三〇四六三	二〇三六・六元	五・英二	一〇・一〇三	七・〇二内					
市街計	一五三〇四六三	二〇三六・六元	五・五〇四	一・六六六	二・八五八余					
不除服 草地	一五三〇四六三	二〇三六・六元	一・六四二	三三〇・四三・七	七・〇五七余					
外ノ 沙留			〇・英二	六元	一・〇八九余					
外ノ 計	〇・六〇六		二・三〇一	五・九六	二・〇〇七内					
合 計	一五三・六三三	二〇三六・六元	一七・九三二	三三〇・七八・五	一三・〇六四内					
門亀 宅地	五九・八三四元	二四六・六三	五九・六八五七	八・五八・五	一九・〇〇〇内					
市街計	五九・八三四元	二四六・六三	一〇・二四三	一・八七・〇六	一八・四四八余					
合 計	五九・八三四元	二四六・六三	六・九〇七七	八・四四・五	一九・七五余					
琴市 宅地	二・五三三	二〇・七四六	三・八三三	三七・四三・五	二六・六三四余					
平田 宅地	二・五三三	二〇・七四六	〇・七三	一九・六六	六・六六余					
準街 宅地	二・五三三	二〇・七四六	〇・三六	九・五	二五・三九内					
合 計	二・五三三	二〇・七四六	四・九〇三	三七・五八・二	二五・九三三余					
多度津 宅地	九・六六七	一四・五三六	一四・五三七三	二八・七七・五	二〇三・六五内					
準街 宅地	九・六六七	一四・五三六	二・四・〇〇	一四・五三・四	一六・一六内					
合 計	九・六六七	一四・五三六	一七・五三九	三三・〇七・四	一七・五三七					
製塩 場	三九・〇三三	二六四・八二	四八・二三九	一九三・三六・六	三・七五七内					
塩田 荒地	三九・〇三三	二六四・八二	五・七五	一九三・三六・六	一・八五・六四					
合 計	三九・〇三三	二六四・八二	四四・〇〇四	一九三・三六・六	一・八五・六四					
塩田 荒地	三三・七六六	二六四・八二	四四・〇〇四	一九三・三六・六	一・八五・六四					
合 計	三三・七六六	二六四・八二	四四・〇〇四	一九三・三六・六	一・八五・六四					
總 計	五九・六九七五	五・五三・八六六	六六・四〇四四	五九・六六・九七	二〇・〇六・八五					

(日本専売公社編『日本塩業大系』近現代史料篇、一二六頁)

林では地盤だけの価格で立木代価はふくまぬ。この場合林業地代的ものを収益とするようである」と福島正夫氏は説明されている。⁽¹⁵⁾

三 地券について

地価算定が出来る土地所有者に地券が渡される。これは政府が地主の土地所有権を確認すると共に地租賦課の標準とした。これを地券税法といい、明治四年（一八七二）十二月東京市下市街地に実施し次第に全国の土地所有者に及ぼした。

地券所有者は土地の所有権を認められ、土地の使用権・収益権を政治的・社会的に保証され、土地の売買・分割制限の撤廃、或は所有地を抵当物件として借金も自由となり、地券は資金を得るための抵当証券の意義を持つようになり、地券発行により土地は一朝にして商品として扱われ資本主義的に処理される傾向となった。

なお地券書替の場合、その手続を経ず土地を売買する者は制裁としてその土地及び売買代金を官没し、たとえ代金受領証文があっても買主の所有権は移らない。地券の印税は左の通り定められた。

地券之印税

香川県の地租改正とその影響（土居）

地価十円以上 総テ五銭

〃 百円以下 千分ノ五即拾円ニ付五銭

〃 百円以上二百円マデ 五拾銭

〃 二百円以上五百円マデ 一円

〃 五百円以上一千円マデ 一円二五銭

〃 一千円以上二千円マデ 一円五拾銭

〃 二千円以上五千円マデ 二円五拾銭

〃 五千円以上一万円マデ 三円七拾五銭

〃 一万円以上 五円

外ニ税金一円ニ付三銭ハ庁費⁽¹⁶⁾

なお地券の印税は地租改正経費にあてた。

しかし其後所有権の制定につき地券を持たぬ人は所有権がないという従来の規定から大蔵省と司法省との間に種々の対立があつたが明治二十三年（一八八〇）地券は廃止となり、土地台帳を地租徴収の基本とした。

明治六年九月（一八七三）地租改正法令公布より十七年後ようやく改正事業は終了し、それと共に改正事業の手段であつた地券制度も廃止となった。

四 地租について

明治政府の行った諸改革の中、重要な政策の一つは地租

を全国一律に統一したものである。政府の政治的権力がほぼ安定した明治八年（一八七五）に地租改正がはじまり、その要点は周知の通り(1)土地の価格を標として賦課す、(2)地租は百分の三（後に百分の二・五）とし豊凶による増減は行わない、(3)地租は金納とす、(4)米価の高下にも関係なく納租の事、(5)納税の義務は土地所有者、である。以上により近代的租税形態を整えることが出来たが、その農村への影響は極めて大きかった。

さて税率の百分の三に決めたことにつき、有尾敬重は「貢租より減らないことを一応の目安としつつ、旧体制下に軽重区々であった税負担を均衡化することに重点をおいた」と述べ、百分の三はこれまでの領主の年貢にあたるよう計算された税率でもあるという⁽¹⁷⁾。

以上のことは農民にとって封建時代と同様の重税であったので各地で暴動が起り、事態を重く見た千葉県令柴原和は大久保利通に地価の百分の二・五に減租し、減租分の約一千万円は証印税・煙草税で補うことを進言しており、これは地租が中核中の租税体系全体の崩壊を意味し、明治政権の支配体制をくずすことになる⁽¹⁸⁾と一見考えられたが、政府の支配解体をくいとめるための譲歩であった。

また五厘引下げた理由として、征韓論の否決で下野した

西郷隆盛に対し各地に多い不平分子と農民一揆とが時期符合して反乱を起せば明治政権も危くなるという状態を見た大久保利通は、明治十年（一八七七）一月減租の布告をしたと見られる。ついでに付加税も三分の一から五分の一に引下げている。が、二分五厘という税率は何から割出したのであろうか。

一方地主は金納制となると米は換金しなければならぬが、必ずしも地主所有農地からの収穫物でなくても、定額の地租を納めればよいことで、このことにより、従来貢納米として封建的に処理してきた米が一朝にして商品化し、地租納付と農業生産との関連が薄くなり、地主の関心は米をはじめ農産物の豊凶よりも価格に関心を持ち、従前は米の作柄の良否に関心があったが、今は市場の米価の高低に敏感となった。一方物納から金納への移行は当時の農村事情として容易なことではなかったので愛媛県は次の布達を出している。

税金抵当トシテ米預り方仮規則

抵当米ハ徴収期限第三期納ノ内其ノ納金高ノ三分ノ一迄ヲ目途トシテ預リ遣スヘシ

即チ明治十年一月三十一日限納ムヘキ四分通リト同三月三十一日限納ムヘキ四分通リト合計八分通ノ三分ノ一

トス九年十一月三日限納ムヘキ二分通りハ原米第一期
内ニ納ムヘキ者トス

残ル八分通りノ三分ノ一ハ即チ同年租額ノ二分六厘七
毛ニ当ル

讃岐国第一大区ヨリ第七大区達

当九年分地租金仮納ノ儀ニ付讃岐国ヘハ十年十月十三
日付番外ヲ以テ及布達置候⁽¹⁹⁾

しかし次の史料は愛媛県讃岐国の小地主の苦悩と問題点
を指摘している。

地租金納となり、十二月十五日限り第三期の時柄、新
穀売買の未だ時期熟せざるに当り、是非に金策を為さ
ねばならぬ事柄ありて、現に昨年などは我が愛媛県の
内にて、予州の方は預り米平均相場の改正石代相場
より七、八銭以下なる故、都合よかりしも讃州の方に
ては大半預り米請願書差出にも拘らず、十二月の初に
なり漸く平均相場の御達しあり、七・八銭改正石代相
場より高値に定まりしを以て請願難聞届云々に付き、
俄に金策の手段を為さざるを得ざる事となり、為之米
価又々五拾銭斗り下落の姿を現わしたる如き、実に農
家疲弊の原因となるもの多し。

却説預り米の公布は明治十年太政官第八十号に基き、

香川県の地租改正とその影響（上居）

同年大蔵省令第二十九号を以て、田方税半額迄は代米
納被差許候処、右の内農主の請願に依ては、別紙預り
米取扱手続書之通預り米取計不苦の達に起り、其の手
続は貢献石代の相用ゆるの方法の平均相場を斟り、凡
そ一割増を目途とし預る事なり。而して我地方庁は、
十月一日より十一月十日までに平均相場を以て、預り
米を被差許事なれば、若し其の平均相場の改正石代相
場より高値なる時は、聞届られざる筈あるなれば、客
年の如き七、八銭にても石代相場より高値なる時は、
許さるるの謂なしと雖ども、農民の情報より考えれ
ば、米なれば一割増はおろか二割三割となるも、時の
成行なれば甘んずべきに、米にては先に如何程相庭に
見込はあるも預る事は許されず、是非に金策をなせよ
と云うの有様なれば、実に僻境に有りては困難狼狽の
外なし。曾て静岡県・福島県にては石代相場に抱わら
ず、預り米を許さるる趣、新聞紙上に拝見したること
あるやを思いしが、我が県にては六ヶ敷事の由、是等
は何卒民情を深く観察ありて、一般平均相場に拘わら
ず、一割増を三割増乃至五割増となすも聞届る事なれ
ば農民の便宜一方ならざるなし。

近頃一般不景氣、不活発の景況は、各新聞紙上にも往

往一班を写し出し、殊に天下に多数を占めたる農民のために、地租改正後の利害を論じ、我々農民一読の為に感涙を催すのみ、最早今日は廟堂にも貫徹し、遠からず休養の法案を発せらるるならんとは思え共、元来地租改正其の利害得失は論窮して已に了然たり。收穫米の立て方果して其の当を得たる乎否乎、仮令は地券面は地価百円とあるものも、今日實際の売買は其の半額だも足らず、而して其の石代相場を問えば、四円七拾六銭にして、現今米価に大異動なし、地租改正の初めにおいては、世上米価拾円内外にありしを以て、左のみ地券面代価の高きにも感ぜらりしが、今日の石代相場と地米相場の均一に至るに当り、實際地代価の価なきを見れば、全く石代相場の当を得ざるに非ずして、彼の收穫米の立て方の不相当なるあるを見るべきのみ。世上の論者此の点に論及せずして、往々皮想の論難し、徒に減租（所謂百分の何々と伝う）を目的とし、農民のために地租改正の得失を極論したりとするは、蓋し尽さざるものあるなり。農民の休養を図るあらば、我々の満足は管に減租の幸福のみに非ざるなり。

地租金納制は税制としては合理的且便利のようであった

が、経済力の弱い農民にとっては金納のため、その全額を得るのに一時凌ぎに借金し、その利息が日々積もつて遂に土地は抵当流れとなり、農地を手離した農民は小作層になるか、都市に出て労働者になるかで、一方手離した農地は大地主・富裕地主、或は商人に買取られ、結果として農村において貧富の格差を急速に増大することとなり、このことは、すなわち地租金納移行は端境期まで持ちこたえられると米を高く売ることが出来、そして富裕地主と出来秋に窮迫販売する小農との差が顕れてくるが、このような状態は松方のデフレ政策の時期に特にひどかった。

次に農家の租税負担の過重についての一例。

年商一万元の營業稅

売上金額の一万分の十五 十五円

建物賃賃價格の千分の四十 二十円

従業員 従業員一人毎に金一円

すなわち四十円となる。これを売上収入総額に比すれば租税は僅かに二百五十分の一となる。

一方地租について見ると、地租四十円を納める農民の所得法定地価は一〇二二円余となる。法定地価一二二二円に相当する田畑の反別は全国田畑の平均価格を以て推算すれば五町三反に満たず、仮りに五町三反として一反に二石の

香川県国税実収額と地租の推移

年 度 別	国税実収額	地 租	地租 割合
明治23	897 千円	676 千円	75.0%
41	2,921	365	46.7
42	3,077	1,363	44.3
43	2,976	1,246	41.9
44	3,001	1,149	38.2
45	3,061	1,146	37.4
大正 2	2,973	1,148	38.4

『百十四銀行八十年誌』54頁

香川県県税総額に対する地租の割合

年 度 別	県 税	地 租	割 合
明治26	414 千円	275 千円	66.4%
31	378	211	55.8
32	582	385	62.7
33	566	305	53.9
34	644	358	55.8
35	645	355	55.0
36	524	263	50.2
37	477	228	47.4
38	461	236	51.2
39	532	270	50.8
40	612	311	50.8
41	687	332	48.3
42	733	343	46.8
43	831	427	51.4
44	739	357	44.7
45	981	484	49.3
大正 2	903	482	48.5

『百十四銀行八十年誌』46頁

米を生産するとすれば五町三反の生産総高は百六石にして更に米一石を十円換とすると百六石の総価格は一〇六〇円となる。是れ実に地租四十円納める農民の一ヶ年の総収入である。すなわち一ヶ年一〇六〇円の収入を以て四十円の地租を納める。農民の負担は其の収入に対して実に二十六分の多きを占める。両者対照して見ると、

年商一萬円の収入総額に対し二百五十分の一
農家の負担は其の収入総数に対し二十六分の一である。⁽²²⁾

五 金 祿 公 債

さて愛媛県讃岐国の地租改正事業は、郡村耕宅地は明治十一年（一八七六）十二月、市街地、塩田は十二年二月に完了した。なお明治十年、百分の二・五への減租を、愛媛県は明治十四年から同二十年の間、徐々に通達している。⁽²²⁾

維新によりすべての特権を剝奪された旧封建武士団の処遇に問題がある。

政府は先ず明治六年（一八七二）十二月英国で募集した外債額面二四〇万ポンドを資金として秩禄奉還法を設け、家禄・賞典禄の百石未満の者に秩禄公債を与え、次に九年（一八七六）金禄公債を発行し、この公債の発行総額は一七六七万余円、そのうち五一九万円が華族、ごく一部の最上級士族が数万円、数十万円の公債を受け、それを資本に転化し資本家、或は寄生地主となる者がいた。例えば昭和二年経済恐慌で破産した十五銀行、日本鉄道、東京海上火災保険会社がそれである。

他方圧倒的に大多数の一般士族は公債を受けても従来の借金返済のため、現在の生活のため、或は慣れぬ商売に手を出して失敗をする等で遂に公債は書入れ、質入れ等で高利貸・富裕地主・商人等に低価で買取られ、明治十七年（一八八四）頃には約八割の士族が公債を手放している。⁽²³⁾しかし士族に下付した公債は政府が恩恵的に与えたので、このことは封建時代の特権がまだ残っていることになり、金禄公債は封建的特権が姿を変えたものであるというのは以上のような理由からであろう。

いずれにしても大切なことは公債の源泉が概ね農民の犠牲、すなわち租税によったことである。

一方無産化した士族の授産であるが政府は十五年（一八

八二）から二十二年（一八九九）に農商務省に年間五十万円宛国庫から委託し、これを各府県を通じて士族勸業資金として貸付をし、香川県では士族一戸当四十九円を支給され、蟻集社・蜂蟻社等の手内職程度の授業所を開設したが、いずれも経営不振で閉鎖となり、十八年（一八八三）高松就産会社を設立し、本格的な株式会社で仕事の内容は傘、提灯、人形、摺付木、ガラス、木綿織物、陶器等の製造であったが、手仕事程度で、只技術者の集りに留まり、懸命にそれぞれの業に励んだが、企業として採算がとれず二十二年（一八八九）解散した。⁽²⁴⁾以上の事につき『興業意見』に「旧時は何業に限らず大概定まりたる問屋あり夫々売方を周旋し仲買ありて買方を周旋しけるに其制度廢れて無智無力の徒争いて得意を奪ひ今の有様になる今の問屋と称するものは買方に制せられて荷主には前金を払い売上の結果を保証する程の身元慥な者なし」と述べている。⁽²⁵⁾

士族が公債、就産資金を得ても結局新しい資本主義社会においては生活を保証するものでもなく、当時の産業経済の近代的発展にごく少数の高級士族を除いては一般士族は没落、無産化となったことは必然の成り行きであっただろう。しかし政界・財界・学術其他の各部門で指導的立場で活躍した人の中に多くの士族出身のいたことを見逃しては

ならない。

明治八年（一八七五）頃、旧高松藩士松本貫四郎、福家清太郎等有力な士族が中心となり高松の丸亀町に士族の教化指導と殖産資金貸与を目的とする信立社という結社があった。

讃岐では明治十一年（一八七八）末頃、愛媛県統計によると金禄公債一七五二・八四円の交付を受け、これは当時の経済水準としては相当巨額で、これの使途につき再三協議の結果、資本化する方法として国立銀行設立を計画し、その中心となったのが信立社の士族達であった。そこで十

貸付金の身分職業別融資割合表

年 月	士 族	農 業	商 業
明治13. 6	80%	10%	10%
" 12	64 "	23 "	13 "
14. 6	58 "	33 "	9 "
12	49 "	48 "	3 "
15. 6	65 "	23 "	22 "
12	63 "	33 "	4 "
16. 6	71 "	25 "	4 "
12	72 "	12 "	16 "
17. 6	73 "	12 "	15 "
12	67 "	12 "	21 "
18. 6	65 "	18 "	17 "
12	73 "	12 "	15 "
19. 6	65 "	23 "	12 "
12	46 "	24 "	30 "
20. 6	62 "	25 "	13 "
12	88 "	7 "	5 "

貸付金の担保別融資割合表

年 月	諸 公 債	地 券	信 用
明治12. 6	90%	10%	0%
12	90 "	10 "	0 "
13. 6	80 "	20 "	0 "
12	72 "	28 "	0 "
14. 6	36 "	43 "	21 "
12	34 "	51 "	15 "
15. 6	45 "	12 "	43 "
12	38 "	43 "	22 "
16. 6	53 "	21 "	26 "
16. 12	63 "	52 "	12 "
17. 6	67 "	22 "	11 "
12	53 "	22 "	25 "
18. 6	51 "	15 "	34 "
12	45 "	27 "	28 "
19. 6	52 "	22 "	26 "
12	40 "	39 "	21 "
20. 6	51 "	21 "	28 "
12	56 "	16 "	28 "

一年四月松本貫四郎・片山高義等七名の士族が発起人となり国立銀行設立願書を大蔵卿大隈重信に提出し、同年七月二十三日国立第百十四銀行として設立許可となり（現百十四銀行の始）、初代頭取は士族宮本園丸、重役は松本貫四郎・福家清太郎等七名の士族で、いわゆる士族銀行の設立となった。²⁶⁾

六 松方大蔵卿の緊縮政策

明治政府は初年以來貨幣制度の不備、封建的諸制度の改革、大工業の移植導入、軍事費、西南戦争の戦費等得不換

『百十四銀行八十年誌』172(上), 173(下)頁

紙幣の濫発となり、紙幣価値の下落、物価の暴落、都鄙を通じて先物買、株式投機熱が起り一時活気を帯びたように見えたが、これは上すべりの好景気で経済界は不安定で、その上銀貨の海外流出は一層インフレを促進した。

以上のような事態に対し政府は松方正義を大藏卿に任じ対策に当らせ、これに対し松方は「農工商業ニ一時困難ヲ来スコトアルハ自然ノ状勢予シメ期セサルヘカラス此事タル実ニ憂慮スヘシト雖モ国家理財ノ長計上ヨリ之ヲ見ルトキハ固ヨリ一時ノ現象ニ過キサルナリ苟モ此現象ニ恐怖シテ紙幣ノ処分ヲ遲疑スルコトアラハ到底成功ノ日無カラシ」という固い決意を以て紙幣整理を強行した。いわゆる松方のデフレ政策である。そのため米価の下落、売買地価の下落、土地担保価値の下落、公租公課負担の増大、諸物価の急激な下落等で農村・都市共に深刻な不景気となった。

讃岐の農村事情の一端を述べると、

現今田地一段歩ニ付何程と雖ども其の実現金の売買とて更になし、金利は尅五より尅八の間を普通とし、尅参の取組は極く確実の貸借に過ぎず、如何に田畑を確実なる書入と為すとも金融を得ざるは不便の極なれども致し方なし。⁽²⁸⁾

明治十三年度	明治十八年度
一、尅反歩 一、此地価金百円也 當時ノ売買相場金貳百五拾円位 一、此收穫米貳石四斗 當時売買相場 金貳拾八円拾銭 但尅石金拾貳円割 麦尅石四斗 當時売買相場 金拾円五拾銭但尅石金七円五拾銭割 一、此肥料代金六円也 一、此手間代金九円也 残金貳拾四円参拾銭也 一、地租金貳円五拾銭 一、地方税金五拾銭(當時正稅尅円ニ付貳拾銭) 一、協議費金七拾五銭(私費木土水源学校費ヲ初メ其他諸費用ヲ含ム) 小計 参円七拾五銭 純益金貳拾円五拾五銭也	一、尅反歩 一、此地価金百円也 現今売買相場金四十五円乃至五十円也 一、此收穫米二石 現今売買相場 金拾円也但尅石金五円割 麦尅石四斗 現今売買相場 金四円貳拾銭但尅石金参円割 一、此肥料代金参円也 一、此手間代金参円也 残金六円二拾銭 一、地租金貳円五拾銭 一、地方税金 六拾貳銭五厘也 一、協議費尅円四拾銭 小計金四円五拾貳銭 純益金尅円六拾貳五厘也

(右の表は自作農の場合である。)⁽²⁹⁾

また租税意納者の増大、農地喪失の激増となり農村は深刻な不況となり、香川県は耕地面積が狭いため農地を手離した農民間に小作地獲得競争がはじまり、結果として低収入の小作として生活するが、競争に敗れた農民は生活の新生面を開く心積りで都会で労働者になるかであった。

以上松方のデフレ政策の「つけ」が自作農・小地主にまわってきたが、このような状態は大体二十年（一八八七）頃に終り経済界もほぼ安定し、一方富裕地主・大地主は小作地を拡大しつつ「地主制」を確立した。

七 地主と銀行

松方の緊縮政策の影響で農地を手離した農民から富裕地主・大地主は勞せずして小作地を増し、しかも小作料は現物であり、地租の税率に変わりがなかったため地主の収益は小作料に騰貴する米価を乗ずることにより、その利益は非常なもので当然致富増財となり、その蓄積した資金を銀行設立に向けた。すなわち、

十三年ニ至リ地方ノ農家ハ比年ノ豊稔ニ拘ラス米価頗リニ騰貴シ大ニ其富ヲ増殖シタルヲ以テ財本余裕アルニ從テ頗ニ購買力ヲ進メ為メニ貨物ノ販路滑カニシテ

香川県の地租改正とその影響（十居）

商況活潑トナリ金融頗ル繁劇ヲ告ケタリ是ニ於テ民心一般ニ起業ニ傾キ銀行設立ノ計画各地ニ起レリ⁽³⁰⁾

とある。香川県では銀行設立の嚆矢は明治十一年（一八七八）国立第百十四銀行でその後一町村一行という程の濫設ぶりで次々と私立銀行が設立された。しかし香川県は狭小な地域で経営基盤は頗る脆弱で小規模の銀行では銀行間の競争、融資対象は少なく、金融不安もあったが、一体どのような運営状態であったか二、三の例を述べると、(1)自己の事業資金獲得のため、(2)自己の資金保護のため、(3)同業者が商品買付、(4)地域の富裕地主がグループを作り共同施設としたもの等で大体地域の地主、金融業の資力によって運営される地主が投資家であり経営者であり一種の機関銀行といえる。また中には鞘取銀行もあったという。またこの頃銀行類似会社も数社設立し、その営業内容は倉庫業、或は金貸業兼倉庫業で、この事業内容から詳しくはわからないが高利貸的性格であった⁽³¹⁾と思う。

しかし明治後半（二十九年～三十年頃）銀貨の下落、金融の逼迫、日銀の公定歩合の利子引上げ、全国的な米の凶作等で経済界は動揺し、不況のため株価の暴落等で各地の銀行の休業・取付、或は破綻が続出し、香川県でも支払停止・取付・破産が起り、県下で最初に取付にあったのが讃

岐平銀行で、その後信用のあったと思われる銀行が破産し、それにつれて銀行の投資家、大株主であった地主も没落した。

明治十三年地所が最高価で売買された例。

地処売買定約証

香川郡由佐村字三の原及ヒ宮下

一、田畑宅地 総数耆町四反八畝六歩

同村琴ヶ谷及泉谷

一、山林畝 メ八反八畝拾歩

此地代金千八百五拾円也 但下々米額添

一、金四百円 手付トシテ請取

右ノ通売渡定約仕候段実正也然ル上者殘金之義者明治十四年三月三一日金四百五拾円ニ耆ヶ月耆歩三朱之利付ニテ受取筈尚又殊千円者耆ヶ月耆分耆朱之利付ニテ十四年一月ヨリ十二月迄貸付可申筈前顯四百五拾円之元利金券ト引換可申候右之通定約仕候上者確守者勿論互ニ違約致間敷候為後証売渡定約証仍連署如件

明治十三年十二月二三日

由佐村二式台鈴木清三郎[㊦]

同村証人 岡 那三郎

丸岡茂太郎[㊧]

明治二十三、四年（一八九〇、九一）頃から讃岐地方でも産業が少しずつ軌道にのり、例えば讃岐紡績、小豆島紡績、山陽鉄道等で農地よりの収穫物の代金を自己の資金保有ばかりでなく、地主は銀行投資を通じて株式投機或は土地購入等を行ったが、このことは地主自身の経済的地位を高めると共に地域の経済に対する支配権を持ち、自身の事業資金を借入れる便宜があり、またそれが自己資金より上廻る場合はその返済のためにさらに銀行から借入れることになるが、その経済の財源は大体小作料であり、そのため小作料の搾取となり、農業技術・生産力の関心は薄れ、いかに農産物を高く売るかに関心を持ち、また入手した金を再び銀行に投資し、銀行はそれを預金形態として吸収し、貸付として商工部門に流通する。すなわち農村資金が地主の土地購入・株式購入・事業の拡充等の投資借入れが上廻れば銀行からの借入、それを返済するため農村資金の注入、そして銀行はそれを商工部門へ貸付をする。

以上地主の資金はたえず農業以外に流出することになり、このことは資本主義経済・地主経済との相關関係にあったといえる。

以上述べた銀行は普通私立銀行であるが、別に特殊銀行ともいふべき讃岐農工銀行がある。

明治二十九年（一八五六）農工銀行法が公布になり日本勧業銀行とは密接不可分の關係を持ち不動産を抵当とし長期低利貸付を行い、主として小農保護のため、また地方産業育成を目的とした地方的金融機関であった。

香川県では明治三十一年（一八九八）大西行礼・宮井茂九郎等十名が発起人となり、資本金四十万円で株式会社讃岐農工銀行を設立した。⁽³³⁾この銀行を利用した一地主の史料の一部を紹介すると、

年賦償還金円借受証

一、金壹万五千元也

前記ノ金円ハ山林開墾肥料購入ニ使用スル為別紙目録ノ土地ヲ担保トシ第壹番抵当權設立セシ利息一ケ年七分五厘ノ定メニテ株式会社讃岐農工銀行ヨリ借受ケタリ依テ左ノ条項ヲ契約ス

第貳条 年賦償還借受金ハ明治四十五年五月壹日ヨリ同五十八年五月參拾壹日ニ至ル十三年間毎年一金壹千八百四拾五円九拾六銭宛償還スルモノトシ（以下略）

抵当物件目録

田 七十三筆 九町四反六畝十三歩
宅地 八百九十四坪⁽³⁴⁾

しかし此頃には既に地主は非農民化しており、農継投資

香川県の地租改正とその影響（土居）

より商工投資が有利であったので、建前としては多くの地主が農業改良とを名目としたが低金利で長期間借入れられることにより有利な産業に投資する場合が多かった。

大正十一年（一九〇二）二月日本勧業銀行と合併し日本勧業銀行高松支店となつて營業を継続した。

八 地主の植民地投資

この項で述べる地主とは寄生地主であり、寄生地主の性格について中村政則氏は次のように定義されている。

- (1) 生産的機能から遊離し小作人ニ小作料に寄生する意味
- (2) 投資階級として産業資本の利潤に寄生する意味
- (3) 植民地への資本輸出を媒介する国家資本へ投資を通じて植民地超過利潤ニ弱小民族の勞を搾取に寄生する意味

味

この三重の規定をうけつつ地主層は嚴密な意味における寄生地主の範疇であり、そして寄生地主制を不可欠の構造的一環に組みこむことによってはじめて日本資本主義に確立の基礎を得たとななければならない。しかし以上の三重の規定の論理的連関はたんなる併列關係にあるのではなく、(1)を基礎として(2)の規定が生じ、さらに(1)(2)の規定の上に(3)が生じるといふ重層的連関構造をもっている。また

以上のことにより日本の資本主義の帝国主義転化を軌道づけたと説明され、また地主の植民地企業投資は地租金納制に起用し、地主の蓄積した資本（小作料）が資本主義経済に役立ったと述べている。⁽³⁵⁾

ところで香川県の寄生地主が最初に植民地へ投資したのは朝鮮（韓国）の京釜鉄道であった。

日清戦争後日本政府は朝鮮に対し帝国主義的利権獲得に狂奔し、その一つが京釜鉄道であった。この鉄道は京城に起り、京城・忠清・慶尚の三道を通り南端の釜山港に達するもので、この鉄道は日清戦争中に韓国と結んだ暫定合同條款により敷設権を得ていたが、閔妃事件以来種々の難問題が起り、紆余曲折の末ようやく明治三十四年（一九〇一）成立し、本社を東京に置き事業を開始し、明治三十六年（一九〇三）の事業報告書によると会長に渋沢栄一をはじめ役員は前島密・竹内綱・大倉喜八郎ら政財界の一流人が名前をつらねていたが、韓国人役員は閔泳喆一人であった。

明治三十六年二月の株主名簿によると。次の通り。⁽³⁶⁾

日本〔東京府〕

五千株 宮内省内蔵頭渡辺千秋 一千株 岩崎久弥
大倉喜八郎 三井高保 渋沢栄一 五百株 安田善次

郎 古河市兵衛 岡部長敬 前田利為 松平直徳 四百株 福岡孝弟 三百株 竹内綱 中野武営 二百株 服部金太郎 益田孝
〔神奈川県〕 五百株 平沼専蔵 〔山梨県〕 五百株 若尾逸平 〔長野県〕 二百株 児玉彦助 〔新潟県〕 五百株 市島徳次郎 〔福井県〕 一千株 大和田莊七 〔愛知県〕 五百株 徳川義礼 〔京都府〕 四百株 大谷光尊 二百株 妙心寺住職小林宗輔 〔大阪府〕 八六四株 住友吉左衛門 三百株 安部彦九郎 〔兵庫県〕 二百株 辰馬半右衛門 〔岡山県〕 三百株 大原孫三郎 香川県
二五〇株 大西行礼（地主） 一五〇株 岩瀬庄太郎（塩田地主） 一三五株 鎌田勝太郎（実業兼地主） 一三〇株 森崎延蔵 外八〇株一名 七〇株三名 六〇株五名 五〇株五名 外香川県合計株数八六一四株人員七一人名

韓国

二千株 韓国宮内府弁理人
一千株 韓国侍講院弁理人
五百株 韓国英親王宮弁理人
閔泳喆

以上総株数四三万五六八四株 人員二万八八六七名
政府は京釜鉄道建設に成功し、将来は大陸支配の動脈になると考えていただろうが、明治四十一年（一九〇八年）七月株主総会を開き清算事務を行った。

ついで四十三年八月韓国併合後、朝鮮総督府は翌年四月土地収用令⁽³⁷⁾を発令した。併合前後の朝鮮の土地は私有権が確立しておらず、その帰属も不明で、また面積さえも不明であった。

一方、日本では資本蓄積と共に土地投機熱が盛んとなり日本政府は四十三年三月韓国政府に対し「土地調査事業」を開始させ、八月公然と取込にかかった。この事業を八年間の継続事業とし近代的土地所有制を確立したが、その間一般農民の土地所有権はつぎつぎに奪われ、またその間にこれまで農民達の共有地であった土地、韓国政府の「公有地」は「国有地」として総督府管轄下におかれ日本人地主、或は土地会社⁽³⁸⁾に払下げられ、そのため所有地が急増し、且その土地の多くは穀倉地帯で全羅南・北道・京畿道・忠清南道・黄海道等に集中し、金融特殊会社である朝鮮殖産、朝鮮興業等に払い下げられ、殊に東洋拓殖は大正八年（一九一九）に七万八五二〇町歩を所有し朝鮮最大の地主となり、地税は定額金納制とした。土地調査事業と並

行して林野調査事業は更に大規模で軍用地、鉄道用地、その他官用地の名目で収奪がすすめられた。

以上のような事情のもとに香川県の地主達は農業開発、営農を建前とした会社を設立した。その二、三の例についてみると、

(1) 朝鮮実業株式会社 この会社は農業開発、営農を一応の目的とした会社であったが、その実態は経済的に弱い立場の朝鮮農民から高利貸の手法で次々と農地を収奪した会社で、最初は金貸業からスタートした会社で、業績が良好であった為か株価は額の何倍もしたという。⁽³⁸⁾

(2) 韓国実業株式会社 この会社はあまり業績振わず、その上内地の経済界不順と朝鮮人民の暴徒⁽³⁹⁾が各地に起り等で将来に希望を持つ程度。

(3) 韓国拓殖株式会社 この会社の所有地は、韓国政府より慶尚南北両道全部に亘る原野開拓の特許を得、已に慶尚道の開拓と共に全羅忠清の二道共に所謂三南の宝庫ともいう土壌肥沃な土地で、いずれも農事経営を建前としている。なおこの会社は朝鮮実業と共に香川県の地主・商人で設立した会社であったが全国的な規模の会社であった。またこの会社の定款の中に「当会社ノ存立期ハ設立登記ノ日より満九拾九個年トス」⁽⁴⁰⁾

東洋拓殖の総則中には「存立時期ノ設立登記ノ日ヨリ百年トス 但政府ノ認可ヲ受ケ延長スルコトヲ得」とある。

以上、日本人地主が朝鮮進出を試みる経済的背景は、(1) 田畑売買価格の低廉性（日本の一〇％～一三％、(2) 高率小作料収取体系の存在、(3) この結果土地利廻りが日本の二倍～三倍の高水準であること⁽⁴⁾。

明治三十八年（一九〇五）八月、日露戦争が勝利に終ると金融界は資金が豊富になり、投資ブームが起り、香川県の地主達は株式熱に浮かれて満鉄株を買漁り、一時は田地の反別所有より株数の所有数を財産のバロメータとした。

九 地主階級の消滅

明治二十三年（一八九〇）は立憲国家の基礎が固まるが、他方全国的な凶作のため米価は二十二年の二倍となり、各地に暴動が起り経済面では株価の暴落、輸出の不振、物価の下落など日本で最初の経済恐慌となった。その頃寄生地主制が成立し、そのため地主と小作層の対立が農村において形成されはじめた。明治中頃の寄生地主制の確立に対応して農村問題の基調が転化するとともに主体的な農民行動の面で徐々に地主的主体性から小作農民主体へと転換する時期であったといえる。

さて香川県の農業の特徴として、(1) 圧倒的に小作農家が多いこと

(2) 経営規模（耕作面積）が零細で大阪府に次いで第二位で、これは農民相互間の競争となり小作料引上げとなり、そのため農家の経済も不断に逼迫させた。

以上のような事情での小作料は高額高率と考えられたが事実はむしろ逆で香川県の小作料の最高は一石二斗で、これは四国乃至瀬戸内についても勿論全国的にいつでも低額低率の部類に入るものであった。

ところで第一次大戦後農業経済は行詰り、各地の小作人はその行詰りを打開する方法の一つとして小作料の軽減を以て農業生産費の低下を期する手段をとり、これは大正七、八年（一九一八～一九一九）以来我国の重大問題となった農業争議、又は農民組合運動の原因となった。香川県の農村運動と小作争議が本格的に高揚したのは大正七年の米騒動から十年（一九二一）の戦後の恐慌以後のことで小作争議は急増し、また争議の内容は唯不作を理由とする小作料の一時的引下げばかりでなく耕作の不引合を理由とする小作料の永久的要求する様になり、しかも交渉は個人的でなく団体的で強硬に交渉するようになり、農民運動はきわめて苛烈であったので、小作料は平均して一割強引下げ、甘

自作小作別農家戸数の推移（単位戸）

年 次	自 作	小 作	自 小 作	合 計
大正 9	13, 823	41, 959	30, 322	86, 104
14	14, 154	40, 479	33, 332	87, 965
昭和 3	16, 860	41, 688	36, 672	95, 220
9	17, 956	39, 151	39, 822	95, 930

香川県一戸当耕作反別

年 別	一 戸 当
大正 3	5.5反
6	5.6 "
9	6.0 "
11	5.7 "
13	5.8

自 小 作

	戸 数	割 合
大正 3	32, 511	35, 890
7	32, 899	37. 2
9	30, 322	35. 2
11	32, 218	36. 3
13	32, 987	37. 5

（『大野原町話』877頁）

年 次	自 作 農	自小作農	小 作 農
明治16	40%	39%	22%
24	32	42	23 "
41	33	39	28 "

明治20年代香川県の自作農小作地反別

年 次	自 作			小 作		
	田	畑	計	田	畑	計
明治23	町歩 13, 917	町 6, 894	町 20, 811	町 21, 950	町 6, 038	町 21, 988
24	12, 863	4, 814	17, 677	26, 316	5, 142	31, 458
26	12, 946	4, 772	17, 018	25, 758	5, 460	31, 218
27	13, 645	4, 934	18, 519	25, 567	5, 376	30, 943
28	13, 368	4, 966	18, 341	25, 774	5, 395	31, 169
29	13, 368	4, 890	18, 258	25, 779	5, 456	31, 235
30	13, 705	5, 033	18, 738	25, 735	5, 345	31, 080

（香川県統計課）

土料（小作株）は四割引上げ、地価は二割強引下げた。

一方地主は団体をもって小作人に対抗する場合もあったが、地主の土地所有反別の差異、在村地主と不在地主の別、小作料を唯一の収入とするものと然らざるもの等地主相互間の利害が一致せず団結力は脆弱で、そのため地主のとする手段は小作料の請求の催告状を出し、小作人がこれに応じぬ場合は小作料請求訴訟を起し、これに伴う現物若しくは稲立毛の仮差押を執行し、又は耕地返還請求訴訟を提起し、土地立入処分⁴²に付し飽迄小作人に対抗した。

第二次大戦終了前、日本政府は第一次農地改革ともいべき「改正農地調整法」を立案した。

ついで終戦後GHQよりの勧告によって昭和二十一年（一九四六）「農地制度改革の徹底に関する件」を閣議に提出し、第九十臨時議會に提出し、二十一年十月十一日議會を通過した。これが第二次農地改革である。

香川県農地改革後の土地関係

自作地	小作地	合	計
四五・六四〇町歩	四、六一七町歩	五〇、二五七町歩	
九〇・八一%	九・一九%		一〇〇%

（昭和二十五年八月一日現在『百十四銀行八十年誌』六三五頁）

以上地主の農地は国に強制的に買上げられ、報償金は都道府県知事発行の買収令書によって日本勧業銀行から支払をうけた（但し北海道地域は北海道拓殖銀行であった）。

以上によって地主階級はほぼ消滅し、一方、旧小作層は耕す者がその土地を所有するという農民的土地所有が実現し、それと共に経済面でも改善された。

あとがき

一県としての経営が成り立たぬ程の弱い立場の讃岐に対し名東県は重税をかけ、その大半を吉野川治水費に使ひ、これは不公平だと県議會では激論が双方たえず、今度は愛媛県の場合も不調で人情・風俗・習慣が互にちがう上、交通・通信・経済・産業・教育等いずれも相容れられず、その上に主な施設は愛媛県側におかれ、いろいろと都合なことが多かったが、中でも租税の面でみると例えば明治十三年（一八八〇）の決算報告書では讃岐側から一九万二八四五円の税金を納めたにも拘らず実際に讃岐のために使ったのは一六万三〇七四円で三万円の巨費を伊予側に使われており、また愛媛県地方税割当についても両方を比較すると讃岐側の負担は伊予に比べてはるかに大きく年毎に幾万円の莫大を以て伊予を補助している。

以上の理由で讃岐側は明治十六年（一八八三）、当時の内務大臣山県有朋に分県の請願書を提出したが却下、三年後の十九年（一八八六）に再び提出し、讃岐の人口は土佐より多く、経済的に見ても独立上の条件が整っていることを理路整然と述べ、政府もようやくこれを聞届け、明治二十一年（一八八八）十二月三日勅令により分県独立し、明治四年発足してから十七年目に三度目の独立県となった。⁽⁴³⁾ ついでながら香川県の独立によって全国が三府四十三県となった。

なお管轄が変遷したので当時の諸資料、統計書が分散して非常に乏しいことは残念である。

註

- (1) 土屋喬雄著『維新経済史』昭17 一七三頁
- (2) 香川県史編さん室編『香川県史』（近現代史料編）昭61 四〇三頁
- (3) 愛媛県布達
- (4) 同右
- (5) 瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵大山家文書
- (6) 福島正夫著『地租改正』昭43 一七三頁
- (7) 日本専売公社編『近現代史料編』一一六頁
- (8) 福島、前掲書一九六頁
- (9) 『香川県大川郡長尾村誌』

香川県の地租改正とその影響（土居）

- (10) 『香川県寒川町誌』昭60 四一〇頁
- (11) 福家惣衛著『香川県近代史』昭34 四〇八頁
- (12) 香川県編『香川県農業史』五三頁
- (13) 日本専売公社編『近現代史料編』一一七頁
- (14) 明治二十四年国会提出ノ地租軽減請願書ヨリ
- (15) 福島、前掲書二〇九頁
- (16) 瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵大山家文書
- (17) 『明治大正農政経済名著集』「本那地租の沿革」
- (18) 『岩波講座 日本歴史』14（有元正雄）、一八三～一八四頁
- (19) 愛媛県布達
- (20) 都崎秀太郎「梧庵遺稿」
- (21) 『明治農業論集』地租土地所有論、三〇〇頁
- (22) 『香川県財田町誌』昭56 五〇九頁
- (23) 土屋喬雄著『維新経済史』
- (24) 百十四銀行編『百十四銀行八十年誌』
- (25) 明治大正農政経済名著集一「興業意見」
- (26) 前掲『百十四銀行八十年誌』
- (27) 『岩波講座 日本歴史』15、一〇五頁引用阪谷芳郎論説
- (28) 前掲『百十四銀行八十年誌』五五頁
- (29) 同右
- (30) 『明治財政史』第十二卷、七〇三～七〇四頁
- (31) 前掲『百十四銀行八十年誌』
- (32) 瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵丸岡家文書
- (33) 『香川県農工銀行誌』

- (34) 瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵渡辺家文書
 - (35) 中村政則著『近代日本地主制史研究』八〇頁・八五頁
 - (36) 京釜鉄道株式会社資料
 - (37) 『官報』明治四十四年四月二十二日「土地収用令」、同四十二年八月二十七日「東洋拓殖株式会社法」
 - (38) 「朝鮮実業株式会社営業報告」大正三年
 - (39) 「韓国実業株式会社事業報告書」明治四十年
 - (40) 「韓国拓殖株式会社事業報告書」明治四十年
 - (41) 森元辰昭「日本人地主の植民地(朝鮮)進出」(『土地制度史学』八十二号)二三頁
 - (42) 香川県農民運動研究会編『香川県農民運動史』昭45
 - (43) 前掲大山家文書分県檄文及び『香川県百年史』参照
- 資料閲覧に便宜をはかって下さった瀬戸内海歴史民俗資料館専門職員徳山久夫氏に紙面をもちまして御礼を申し上げます。

『法政史学』第三八号 要目

江戸幕府代官史料の性格

村上 直

縄文時代の縦長剝片生産技術

阿部朝衛

近世初期、秋川流域における村落構造の一考察

清水恵美子

英国紀行

伊藤玄三

ほか

『法政史学』第三九号 要目

「ミラノ勅令」をめぐって

後藤篤子

幕臣福沢諭吉の政治思想発展過程

長尾政憲

大安寺の熊凝草創説話について

星野良史

三鉄銭発行に関する疑点について

湯本豪一

ほか